



『活きてることわざ』

船橋市議会議員

神田廣栄(かんだひろい)議会報告

【事務所】船橋市前原西8-24-8 ☎490-3333 FAX 465-7117

Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

自彊(じきょう)息(ゆ)まず。後世(こうせい)畏(おそ)るべし

【自彊息ます】◇自分から進んで努力し、その努力を怠らない、ということ。

・「彊」は努め励む。「息」はやむ、やめる。

【後世畏るべし】◇自分より年少の者は、将来どのように成長していくか量り知
れないので、侮(あなど)ることはできない、ということ。

・「後世」は、後輩、若年の意。

4年に1回の市議会議員選挙が終わり、50人の新しい議員が誕生しました。公職選挙法 第178条により、投票所が閉ざされた時刻以降は、特に終期の定めがなく、有権者に対して、当選あるいは落選に関する挨拶をする目的で、戸別訪問をしたり、文書などを頒布することが禁じられています。当選させて戴いたお礼としてのご挨拶はできませんが、お察し戴きたく存じます。今後もお約束したことを守り皆様の声を市政に反映するためにも『自彊息まず』まいります。

この公職選挙法は、昭和25年4月15日に制定され、最近では平成19年に一部改正されていますが、お礼の挨拶もできない何とも不合理かつ人間味のない無味乾燥な法律です。さらにこの法律の運用にも不公平感があります。

その昔、千葉県は金権選挙で有名で「選挙はお金がかかる」のは当たり前の風潮がありました。お金や物品で票を買うことが万延していて、有権者もそれが選挙であり、何も疑問を感じていなかったように思われます。その意味では法律で禁止する事項が増えることはやむを得ないものかもしれません。

選挙費用を抑えるため、選挙が近づくと路上に所かまわず貼っていた個人のポスターが禁止されました。配布する文書も制限されました。

戸別訪問や飲食物の提供も禁止されています。

選挙に立候補するために選挙管理委員会に届け出をすると「選挙早わかり」という冊子をくれます。ここには「してはいけないこと」が羅列して書いてあります。これを順守している候補者は皆無に近いと思います。つまり、ほとんどの人が公職選挙法に違反しているのです。



有権者の皆様も日ごろ目にしている議員や候補者の行動のどれが違反しているのか分からぬと思います。

主なものを書いてみます。

- ①選挙期間中（告示日～投票日前日）以外は、何人も名入のタスキをする事はできません。
- ②選挙期間中はタスキはできますが、法定はがき（2000枚）以外は、ビラやチラシの配布も郵送も一切できません。
- ③個人の名前の入ったノボリ旗は、選挙の前後はもちろん選挙中でも立てられません。
- ④選挙カーは、選挙中のみ許されます。しかも、1候補者に1台のみです。
- ⑤選挙事務所も1ヶ所しか設置できません。
- ⑥政党幹部などとの写真入りのポスターは、告示と同時に撤去しなければなりません。

私も③の個人名の入ったノボリ旗を立てて駅頭して警察から警告を受けました。それ以降は、以前にも書きましたが「全力投球」というノボリ旗を立てています。

今回の選挙に際して、①～⑥の違反をしている議員や候補者を毎日見聞きしていましたし、皆様も同様だと思います。警告を3回受けると4回目は始末書を書くという話も聞きましたが、みんな平然とやっていました。

①のタスキは論外としても、③の個人名入りのノボリ旗をしないと、特に新人の候補者は名前を知ってもらう機会がほとんどなく可哀想です。衆議院議員選挙などの全国的な選挙になると、繁華街で政党党首などが応援演説する選挙カーのそばで、個人名入りのノボリ旗が乱立している画面を見た人は多いと思います。「あれも違反なのになあ」とやるせない気持ちになります。

愚痴はこれくらいにして、この選挙で若い新人議員が多数当選しました。これからはインターネットを活用した活動と選挙戦が、より有利になっていくことを確信しました。しかし、議員になることだけが目的であってはいけません。何をするために議員になったのか、しっかりと考えて議員活動をして欲しいものです。「就職口がなかったので」とか「議員になっちゃった」で議員になったとしても、今後が大事です。『後世畏るべし』

かく言う私も「初心を忘れず」「粉骨碎身」頑張ってまいります。皆様のご提言や不満・不安なことをお知らせ戴ければ幸いです。

